

「学力に関する証明書」の申請時の注意事項

■ 学力に関する証明書とは

「学力に関する証明書」は教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたり必要な単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。

「学力に関する証明書」は、入学時に所属学科で取得可能である／課程認定のある免許状についてのみ発行可能です。別の学校種や、科目の免許状を追加で取得する場合でもその学校種、科目で発行できない場合があります。必要な証明書を事前に提出先に確認してください。

■ 「学力に関する証明書」が必要な場合は、主に以下のとおりです。

- ①現時点で免許取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合。
- ②現時点は免許取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合。
- ③現時点は免許取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合。

■ 「学力に関する証明書」は在学当時の教育職員免許法に基づいて作成されます。

適用免許法	入学年度
新法（平成 28 年改正法）	平成 31（2019）年度入学～
旧法（平成 10 年改正法）	平成 12（2000）年度入学～
旧々法（昭和 63 年改正法）	平成 2 年度（1990）年度入学～
旧々法	～平成元（1989）年度入学

※旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合は原則、新法が適用されます。新法に読み替えた「学力に関する証明書」を希望する場合は、「学力に関する証明書（新法）希望」と記入してください。

※旧法以前の入学生で、在学中に必要な単位をすべて修得している場合、「学力に関する証明書」は、入学時の免許法で発行します。

※「学力に関する証明書」は、本学書式、在学時の氏名にて発行します。

※英文の「学力に関する証明書」はありません。